

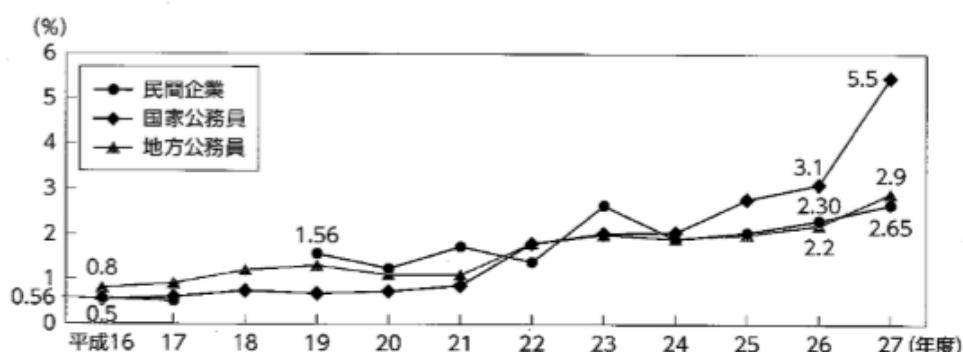
## 男女共同参画社会をつくる ～男女共同参画に関するQ&A～

Q 3 7 男性の育児休業取得率について上昇しているのでしょうか。

A 3 7 平成27年度における男性の育児休業取得率は、民間企業が2.65%、国家公務員が5.5%、地方公務員が2.9%で、上昇傾向にあります(A図)。しかし、いずれも女性（民間企業81.5%、国家公務員100.3%、地方公務員97.5%）と比較すると、依然として低水準にあり、男女間で大きな差があります。

男性の配偶者出産休暇取得率は、国家公務員が73.1%（平成27年度、前年度は70.1%）、地方公務員が64.3%（26年度）であり、男性の育児参加のための休暇取得率は、国家公務員が43.5%（27年度、前年度は36.1%）、地方公務員が21.7%（26年度）である。経年比較可能な国家公務員について見ると、いずれも前年度より増加しています。

(A図) 男性の育児休業取得率の推移



1 地方公務員は、総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査結果」より作成。

2 育児休業取得率の算出方法は、当該年度中に子が出生した者の数に対する当該年度中に新たに育児休業を取得した者（再度の育児休業者を除く）の数の割合

3 東日本大震災のため、国家公務員の22年度値は、調査の実施が困難な官署に在勤する職員（850人）を除く。地方公務員の22年度値は、岩手県の1市1町、宮城県の1町を除く。